

第4回 札幌市住まいの協議会 市営住宅部会議事録

(1) 日時

平成28年11月1日(火) 10:00～11:00

(2) 場所

札幌市役所本庁舎 地下1階 2号会議室

(3) 次第

- 1 開会
- 2 審議
 - (1) 答申(案)について
 - (2) 次回のスケジュールについて
- 3 閉会

(4) 出席委員

部会長	岡本 浩一	北海学園大学工学部	教授
委員	浅松 千寿	中村浅松法律事務所	
委員	高田 安春	公募委員	
委員	寺下 麻理	(社)北海道総合研究調査会	主任研究員
委員	平本 健太	北海道大学大学院経済学研究科	教授
委員	廣田 聡	(社)北海道宅地建物取引業協会	副会長

(5) 傍聴人

なし

(開会)

○事務局

それでは、定刻となりましたので、札幌市住まいの協議会第4回市営住宅部会を開催させていただきます。

本日は、お忙しいところ、また、非常に冷え込んでいる中お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

今回は、前回の部会で提示させていただきました答申骨子(案)をもとに作成した答申(案)につきましてご議論いただく予定となっております。

(資料確認)

それではまず、本日使用する資料について確認させていただきたいと思います。

まず、次第がございまして、資料1の座席表、資料2の市営住宅部会委員名簿、資料3の第3回市営住宅部会議事要旨、資料4の札幌市住まいの協議会答申(案)【概要版】、資料5の答申(案)でございます。

手元の資料等に過不足等はございませんでしょうか。

なお、本日は最後の部会となっておりますので、この答申(案)全体につきましてご意見をいただければと考えております。

それでは、これからの進行は岡本部長にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

(審議)

○岡本部長

よろしくお願いたします。

早速ですが、審議の「(1)の答申(案)について」が主題であるというお話でした。まず(1)の説明を事務局からお願いしたいと思います。

○事務局

それでは、お手元の資料5の答申(案)をご覧ください。

この答申(案)につきましては、前回提示した答申骨子をベースとしまして、それぞれの部会でいただきました意見を踏まえて作成したものになります。

本文の作成に当たりましては、骨子における項目ごとの箇条書きから文章に起こした記載へ変更したところでございます。

1枚めくっていただきまして、目次となりますけれども、構成についても骨子から変更せずにⅠ.はじめに、Ⅱ.検討の背景、Ⅲ.現状と課題、Ⅳ.見直しの方向としまして、記載内容にかかわる統計資料、グラフなどにつきましては、本文の後ろにまとめて添付しております。

それでは、答申(案)の内容につきまして説明させていただきます。

記載のうち、検討の背景及び現状と課題は省略しまして、今後の住宅施策の展開に当たって取り組むべき方向性、また、考え方を示します、Ⅳ.見直しの方向について説明

させていただきます。

では、7ページをごらんください、

読み上げになってしまいますけれども、文言を含めてご確認いただきたいと思います。

まず、1番、住宅確保要配慮者の居住の安定確保の項目になります。

高齢者、障がい者、低所得者、外国人などの住宅確保要配慮者が増加し、住宅に対するニーズが多様化する中、民間住宅の活用を含めた住宅セーフティネット構築に向けての取り組みや、市営住宅の将来的な供給のあり方や適切な入居に向けた取り組み、住まいに係るより効果的な情報提供手法などについての検討が求められている現状や課題を踏まえまして、次のとおり方向性を提示しております。

(1) 市営住宅と民間住宅の双方による住宅セーフティネットの充実としまして、住宅確保要配慮者の居住の安定確保に向けて、民間事業者等と札幌市が連携し、市営住宅のみならず民間住宅も含めた住宅市場全体で、より一層充実した住宅セーフティネットの構築を図ることが必要としております。

これに向けて、年齢や世帯構成、収入などの様々な状況に対応できる住宅セーフティネットや多様な住まい方を考慮した民間賃貸住宅の活用策について検討するとともに、空き家の有効活用や貸す側のリスク低減の取り組みといった、国が新たな住宅セーフティネット検討小委員会の提言を受けて行う住宅政策を踏まえ、札幌市における事業を展開することが必要としております。

このうち、今後、高齢者が著しく増加することから、高齢者が安心して暮らし続けられる住環境の形成に向けて、今後も増加が見込まれるサービス付き高齢者向け住宅については、これまでの取り組みを検証し、福祉部局とより一層連携を図りながら、提供に対する支援や質の確保を行うことが必要としております。

さらに、災害への備えとして、住宅地の被害想定周知等により市民の防災意識を高めるとともに、災害時における住宅困窮者の居住の安定確保に向けて、応急仮設住宅の提供や公営住宅の活用に向けた体制整備、北海道や関係団体との連携強化などの仕組みづくりが必要とまとめております。

続きまして、(2) 市営住宅の将来的な総量抑制に向けた方向性の整理につきましては、市営住宅の総量については、札幌市市有建築物の配置基本方針で示された総量抑制の方向性や将来的な人口構造の変化、財政的制約等を踏まえるとともに、市営住宅と民間住宅の双方による住宅セーフティネットの構築状況や今後の住宅確保要配慮者数の動向なども勘案し、現状維持から将来的な抑制の方向性を見据える必要があるとまとめてございます。

続きまして、8ページになります。

(3) 住宅確保の必要度に応じた市営住宅提供の仕組みづくりとしまして、市営住宅の提供に当たり、近年、新たに導入した入居者選考制度の効果検証や見直し、新たな優先選考枠選定の検討など、団地特性や入居希望世帯それぞれの状況を踏まえた入居者選

考の仕組みづくりを継続することが必要としております。

また、より住宅確保の必要度が高い住宅確保要配慮者に入居機会を提供するため、高額所得世帯等の退去に向けた取組みを引き続き実施するとともに、入居承継の厳正な運用など、入居管理をより適正に行うための規定整備や手続の見直しが必要とまとめてございます。

次に、（４）より効果的・実用的な情報提供手法の構築につきましては、情報提供に当たっては、住宅確保要配慮者や貸主などの状況や立場に応じた利用しやすく多様な方法が必要としております。

また、高齢者等の民間賃貸住宅への入居支援を行う北海道あんしん賃貸支援事業について、これまでの取組みの検証や北海道及び民間事業者との連携強化など、更なる効果的な運用に向けた取組みを進めることが必要としております。

このほか、世帯の状況に応じた適切な規模の住宅への住み替え促進に向けて、移住・住み替え支援機構や金融機関の制度等をより有効に活用するなど、住み替え支援制度の普及に向けた取組みが必要とまとめております。

続きまして、大項目の２番目、安全に住み続けられる住宅ストックの形成になりますけれども、バリアフリー化、省エネ化、耐震化などの社会的ニーズへの対応や分譲マンション対策・市営住宅の再生など、安全に住み続けられる住宅ストックの形成に向けた取組みが求められています。

この状況を踏まえまして、次のとおり方向性を提示してしております。

まず、（１）良質な住宅ストックの形成に向けた取組みとしまして、次の世代に承継できる良質な住宅ストック形成を目指し、安全・安心な住宅の普及に向けて、札幌市住宅エコリフォーム補助制度、札幌版次世代住宅補助制度、札幌市木造住宅耐震化補助制度、札幌・エネルギーe c oエコプロジェクトなど、省エネ・高断熱化やバリアフリー化、耐震化などの性能確保に向けた取組みを引き続き推進するとともに、社会ニーズへの適切な対応に向けた見直しが必要としております。

また、長期優良住宅制度や住宅性能表示制度など、良質な住宅ストックとして客観的に評価するための制度について、更なる普及促進に向けた取組みが必要としております。

このうち、既存住宅については、国で検討を進めている既存住宅の有効活用方法に関する動向等を踏まえながら、活用するうえで求められる質や具体的な活用策について検討が必要とまとめております。

続きまして、（２）今後増加する老朽化分譲マンションの維持管理や更新需要への対策につきましては、これまで実施してきた分譲マンションを対象とした管理実態調査について、対象範囲や調査方法の見直しを適宜検討するとともに、今後も定期的の実施し、維持管理や修繕・建替えに関する問題点の把握や整理を継続して行うことが必要です。

その結果を踏まえて、管理組合の運営や維持管理に関する新たな支援策を検討するとともに、管理組合などへ必要とされる情報が広く行き渡る方策が必要としております。

特に、今後増加が見込まれている老朽化分譲マンションに対しては、重点的な取り組みが必要とまとめております。

次に、（３）安全・安心な市営住宅の再生としまして、住棟の長寿命化や入居者の居住性に配慮した維持管理等による安全・安心な市営住宅の確保に向けて、年間事業費の平均化などを考慮した計画的な建替え・改修・維持管理事業や、併せて建替えや改修時におけるバリアフリー化や建物の省エネ化に関する取り組みを進めることが必要とまとめております。

最後の大きな項目の３番目の安心・快適に住み続けられる環境づくりの項目になります。

人口減少、少子高齢化、空き家の増加等が進むなか、地域コミュニティやまちづくり施策等との関わりを重視した、だれもが安心して快適に住み続けられる住環境が求められている状況を踏まえまして、次のとおり方向性を提示しているところです。

まず、（１）コミュニティ活動の維持・活性化を支える取り組みとしまして、市民が住み慣れた地域で安心して住み続けられるよう、住宅施策と地域特性を踏まえたコミュニティ形成・活性化を支援する施策との連携や、その情報提供などの取り組みが必要としております。

このうち社会的弱者に対しては、関係部局・団体との情報共有や切れ目のない生活支援など、福祉や地域コミュニティ施策等とのより一層の連携により、市民が将来にわたって安心して住み続けられる住環境を形成する必要があるとしております。

市営住宅においては、シェアハウスや大学と連携した施策展開など、自治会活動の維持・活性化を狙いとした高齢者世帯や若年者世帯をはじめとする入居者にとって有益となる新たな活用手法の検討が必要とまとめてございます。

最後の（２）より良いまちづくりに向けた取り組みにつきましては、地域まちづくりに寄与する取り組みを進めるため、市営住宅の建替えに伴い生じた余剰地の効果的な活用を図るなど、福祉・まちづくり施策等との連携をより一層強化するとともに、今後の市営住宅の整備においても、街並みに配慮した取り組みを継続することが必要としております。

また、住宅地の良好な住環境の形成・魅力向上に向けては、地区計画など市民が行うまちのルールづくりへの支援を継続することが必要です。

さらに、安心・安全に住み続けられる住環境を形成するため、危険空き家の除却に対する補助や市民活動拠点としての活用支援など、防犯性の確保やコミュニティ活動と連携した多様な空き家の活用策についての検討が必要とまとめております。

資料５についての説明は以上となりますけれども、答申の表紙に記載しておりますテーマ、人口構造の変化に対応した安心・安全な住まいのあり方の文言についてもご意見をいただければと考えております。

次に、資料４につきましては、この答申をワンペーパーにまとめた概要版となっております。今回、説明は省略いたしますけれども、答申の内容を適切に表現しているかな

ど、こちらについても議論をいただければと考えております。

部会としては今日が最後となりますので、今回、さまざまな意見を頂戴した上で、それを反映させまして、次回の協議会におきましては、これまでのまとめとしまして、答申について最終確認をいただくことを考えております。

それでは、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○岡本部長

ありがとうございます。

資料5の軸となる説明と、資料4にはそのエッセンスが書いてあるというお話でした。

まず、説明いただいた内容について、質問や確認事項があれば伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

お気づきの点、気になられた点、文言、また、テーマについて、全体を見据えて気になったところなどをご発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○高田委員

資料5の1ページ目の「はじめに」に会長の答申（案）が載っていますが、一番最後の行に、「推進することを要望します。」と入っているのですが、「答申します。」の間違いではないかと思うのです。諮問をされているので、要望という形はおかしいと思います。諮問に対しては答申という言葉が入るのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○岡本部長

事務局は、どのようにお考えですか。

○事務局

こちらは、「はじめに」ですので、挨拶文という内容になろうかと思えます。これ自体は答申ということで協議会から市にいただくものになりますが、最後の行は、答申内容を踏まえて積極的に住宅施策を進めてほしいという協議会としての意向をあらわした一文かと考えております。したがって、「要望します。」という締めになっているのですが、前段で答申を踏まえた検討を求めるということで、一旦は答申の内容を受けた答えをしていると考えております。

○岡本部長

よろしいですか。あまり納得がいかない感じですか。

○高田委員

こういう形は初めて見たものですからね。この内容は結構重要なところだと思うのですが、諮問に対して要望するという言葉が本当に正しいのかなと私は思ったのです。

○平本委員

私も朱を入れたものですから責任を感じているのですが、そうすると、その1つ前の「検討を求めます。」というのもあまりよろしくないということになりますか。

この原案がワンセンテンスになっていたのを、長かったので2つの文に切って、「求

めます。」「求めます。」だとやや重複感があるので、ワンセンテンス目を「求めます。」にして、最後のセンテンスを「要望します。」に直した経緯があります。ただ、高田委員のおっしゃるとおり、確かに答申書の「はじめに」なのだから、「答申します。」というほうがストレートであるなど、今、反省しているところです。

趣旨としては、一番最後の3行で、札幌市には、本答申を踏まえて、大きく2つのことをやってもらわないと困るということなのです。この冊子全体が答申になっているのですが、もし書きぶりとしてこういうものはあまり見ないということであれば、私には直した責任がありまして、より標準的な文言のほうがいいと思いますので、ぜひご教示いただければ、そのような形に修正することは全くやぶさかではないです。

○高田委員

これ以外に、諮問に対する答申書みたいなものは別にあるのですか。

○事務局

こちらが答申書ということになります。

今の語尾につきましては、改めて検討させていただきまして、平本委員にもご確認いただく形をお願いしてもよろしいでしょうか。

○平本委員

今の高田委員のご意見等も踏まえまして、少し事務局と検討させていただいて、ご一任いただいてもよろしいでしょうか。

○高田委員

はい。よろしいです。

○岡本部長

ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。

○平本委員

全体的に文が長いので、本当は二つに切る、三つに切るということをしてほしいと思いました。

それから、少し細かい文言ですが、7ページの下(2)のところ、市営住宅の将来的な総量緩和に向けた方向性の整理とあるのですが、「向けた方向性の整理」という言葉は非常に重複が多いような気がします。これは、総量抑制に向けた整理とか、総量抑制の方向性ということではだめなのかなと思いました。

次の8ページの一番上の(3)住宅確保の必要度に応じた市営住宅提供の仕組みづくりですが、これは、大事なことは必要度に応じた住宅を提供することであって、仕組みを作ることはそのための手段に過ぎないのです。ですから、仕組みづくりがここに来るのはおかしいと思います。

ですから、その中の文章に、「選考の仕組みづくりを継続することが必要です。」とあるのですが、これは選考を継続することが必要なのではないかと思います。ここら辺は曖昧にしないほうがいいかなと思いました。

また、10ページの真ん中あたりの(1)コミュニティ活動の維持・活性化を支える取組みの3段落目の「市営住宅においては」から始まる段落ですが、「シェアハウスや大学と連携した施策展開など、自治体活動の維持・活性化を狙いとした」とあります。これは、シェアハウスや大学と連携することが自治体活動の維持・活性化につながると読まなければいけないように思うのですが、やや関連性が薄いので、シェアハウスや大学と連携した施策展開も必要だし、自治体活動の維持・活性化も必要だしという並記のような気がします。これも文章の問題だと思いますが、そこら辺の書きぶりをロジカルにする必要があると思いました。

重箱の隅をつつくような話で申し訳ございません。

○岡本部長

ありがとうございます。

重要なご指摘だと思います。前回も、いろいろな人が読んで同じ認識ができるようにしなければならないというご指摘もありましたので、いろいろな読み方がされるようなところは直していく必要があると思います。

先ほどの8ページの(3)の仕組みづくりのところは、8ページの上から3行目に「仕組みづくりを継続する」とあります。これは、仕組みを作り続けても余り意味がなくて、仕組みの適切性みたいなところを検討して改善していくということを表現したいと思うので、わかりやすいようにしていただければと思いました。

○事務局

この後、改めて整理させていただきたいと思います。

○岡本部長

先ほどご指摘いただいた10ページの(1)の受けの関係が少し違うのではないかというところにあるシェアハウス等の部分ですが、今、市営住宅は住宅の用途でしか貸せないですね。

○事務局

近年になって、住居以外の用途にも貸せる余地が出てきました。国の通知が出まして、例えば、地域に集会所が全くないが住宅には空き部屋があるという場合に、まず、地域再生計画を作って、内閣総理大臣の認定を受け、その計画に沿って活用するのであれば集会所への転用も可能ということになっております。

○岡本部長

収益性を求める民間事業者が入ることは可能なのですか。

○事務局

いろいろ調べたのですが、例がないですね。事業となると、またハードルが高くなるのかもしれませんが、あくまでも、地域のためという大義名分が必要なのだと思います。

○岡本部長

今回のグッドデザイン賞で団地が受賞されています。その団地の詳細な場所は忘れ

てしまいましたが、団地の一部をカフェにするという形で事業者が入る仕立てを作って、人が何となく集会的に集まれるのではなく、余暇を楽しく過ごすために集まれるという形で展開しているところがありまして、そこがグッドデザイン賞の金賞のグループにいました。そのように考えると、今、住居以外で集会室的な、コミュニティスペース的な使い方の話はされていましたが、民間事業者が入るといった形の受け入れもできるのかなと思っていました。

○事務局

最初から作るというのはできないわけではないです。住居として国の補助金を入れて作ってしまったものを転用するのはなかなか難しいのかもしれませんが、補助の対象外になるかもしれませんが、最初からここは事業者用のスペースという作り方はできると思います。

○事務局

いわゆるげた履き住宅みたいな方策はないわけではないと思います。例えば、3階以上は市営住宅で、ほかはテナントという形ですね。

○岡本部長

それはわかっていますが、既存のものもそういうことができないのかと思ったのです。

○事務局

そういう例があるか、調べてみたいと思います。

○岡本部長

この答申の中身を見ると、空き住戸の活用等については国の動きをよく確認してから考えていきたい、積極的に動くのだという書き方がされているので、そこに含まれるという話になるのかもしれないと思っていました。住まい以外で、もちろん税金で建てたものですが、そのコミュニティや暮らしやすさにつながるのであれば、もう少し柔軟な取組みもできるような形で検討してほしいということ、書くかどうかは別として、伝えておきます。

○浅松委員

資料4についてですが、サ高住という言葉の注釈がどこにもないのです。資料4の概要版にサービス付き高齢者向け住宅の略語がいきなり入っていて、もちろん答申を見ればわかるのですが、これだけを見てわかる形にしたほうが良いと思いました。どこかに小さく入れておいたほうがわかりやすいと思いました。

○事務局

ありがとうございます。

スペースの関係もあって省略させていただいているのですが、そのあたりをわかるように整理させていただきます。

○岡本部長

ほかにいかがでしょうか。

○廣田委員

一つ質問です。

9ページの(1)良質な住宅ストックの形成に向けた取組みの真ん中より下に、「『長期優良住宅制度』や「住宅性能表示制度』など」とあります。私は、道の「きた住まいる」の委員に入っているのですが、その辺との整合性はあるのですか。

その下のほうに、既存住宅についての国との関係は示されていて、それはよくわかるのですが、道と札幌市での住宅性能についての意見交換はある程度やっているのですか。この文章とは関係なしに、実態がわかったら教えてください。

○事務局

これまで、「きた住まいる」についての具体的な意見交換は特段なかったと思いますが、道のほうで進めている施策でもございますので、状況については注視していきたいと思えます。

○廣田委員

わかりました。

○寺下委員

おそらく民間住宅部会の議論だったと思うのですが、7ページの(1)の住宅セーフティネットの充実のところで、これまで、あまり気づかなくて申し訳なかったのですが、高齢者が安心して暮らし続けられる住環境の形成というところで、特に今、浅松委員がおっしゃったサ高住だけが取り上げられているのは、政令市の中で一番多いからなのでしょう。

高齢者の住まいというと、サ高住だけではなくて、有料老人ホームの住宅型もありますし、札幌市にはそういう枠に入らない高齢者下宿のようなものが割とたくさんあるので、課題にも書いてあったのですが、サービス付き高齢者向け住宅を取り上げてどんと出しているのはどうしてなのか、ほかのものは出さなくていいのかと思いました。

○岡本部長

事務局はどのようにお考えですか。

○事務局

ここではサービス付き高齢者向け住宅を出していますが、今お話があったように、札幌市が政令市の中で一番多いということのほか、高齢者向け住宅の施策の中心となっているのがサービス付き高齢者向け住宅という状況があります。サービス付き高齢者向け住宅が生まれた経緯も、これまで複数あった高齢者向け住宅の制度を一つにまとめて、よりわかりやすく、使いやすくという形でできている制度ですから、これからもサービス付き高齢者向け住宅が高齢者住宅の中心となっていくのだろうと考えました。

また、特別養護老人ホームのようなところもありまして、高齢者の方が入られているのですけれども、こちらは施設という位置づけがございまして、別途、福祉系の部局でも計画を立てて進めているところがございまして、そこは役割分担もあろうかなと考

えております。

○寺下委員

例えば、介護保険だと特別養護老人ホームと老健と病院という3施設があって、サ高住も特定施設をとってしまうと介護施設と同じような形で運用できます。有料老人ホームも一緒です。私は、どちらかという有料老人ホームは住まいだと思っているし、サ高住についても、最後まで住み続けられるような仕組みにするには、サービスを外から入れないと、箱だけあってもなかなか住めないというか、それは有料老人ホームも同じで、分けている理由がよくわからなかったのです。

サ高住は高優賃や高専賃がくっついて一つになったのはよくわかっていますが、それで雨後の筍のように増えているので、ある意味、質などをどう担保していくかということとは非常に重要だと理解しています。だからといって、それだけでいいのかなという気は少しします。これは、意見として聞いていただければと思います。

○事務局

サ高住の実態として、最低限提供しなければいけないサービスは生活相談と安否確認で、これだけであれば有料老人ホームの網にはかからないのです。ただ、実際に提供されているのを見ますと、これ以外にも食事などが札幌市内の全てのサービス付き高齢者向け住宅で提供されています。そうすると、有料老人ホームのほうの規制もあわせてかかってくることとなります。そういう状況にあるものですから、今、福祉系部局といろいろと連携しながら、指導について進めているところです。

また、いろいろなサービスがあるというお話がありましたが、介護関係とか、併設施設があるところが多いです。これは、入居者の方がどういったサービスを受けたいのかということがありまして、当然、介護度によっても違うでしょうし、元気な方であればそんなサービスは要らないという方もいらっしゃると思います。建物によっていろいろなサービスを選べるような状況にあって、そこは数が非常に多いところのメリットと言っていいのかわかりませんが、数が多いことによって、ご自身がどういうサービスを求めているのか、あるいは要らないのかということを選択できる状況が、今、札幌市内に生まれていると考えております。

○寺下委員

あまり数が多いとかえって選べない面もあるので、どこに情報があるのかわからないものかなと思いました。

○岡本部長

今、聞いていて思ったのですが、高齢者もしくは高齢者予備軍みたいな人たちが集まって自分ができる役割を果たしながら、生き生きとした暮らしをしつつ、介護が必要になったらお互いに助け合いながら、いろいろな事業者が入って、なるべく自立した生活を長く続けられるようにしていきたいというCCRCなどの動きもありますね。生涯現役といいましょうか、活躍し続けられる社会を目指して動いていると思うのですが、そ

ういうものは、高齢者の暮らしに関する今後の動きの中で重要視されてくると思っているのです。

今、札幌市役所の中でC C R Cの動きや展開などの検討は進んでいるのでしょうか。もし進んでいるのであれば、少し触れるなりすることも必要かと思いました。どのような感じなのか、おわかりになりますか。

○事務局

すみません。私のほうで、そのあたりはどういう状況なのかまで把握しておりません。

○岡本部長

もしそうであれば、ぜひ調べていただきたいと思います。

○寺下委員

今、道内で40市町村ぐらいが手を挙げていて、補助金をもらいながらやるのですが、札幌市は手を挙げていないと思います。

○事務局

できたばかりの制度、仕組みということであれば、福祉系部局でもまだ具体的な動きがないのかもしれませんが。私もそのあたりを把握しておりませんので、申し訳ありませんが、今、具体的なことはお答えできません。

○岡本部長

わかりました。

ほかはいかがでしょうか。

最後の部会ですので、全体を振り返って出てきた資料の中で、気になる点や文言も含めて、もちろんテーマの書きぶりも含めてというお話でした。

全体の大きな流れとしては、この答申を受けて、協議会が終わった後、この答申版ができてくるのですね。

○事務局

そうです。

○高田委員

最近、高齢者アパートといいますか、一時滞在型の住宅を整備しているところもあります。病院に入院していて90日経つと出されてしまいますね。ところが、家に帰っても家族がみんな働いていて一人では生活できない、誰かの介助が必要ということで、老人アパートのようなものを作り、賄いなどもつけ一時滞在させ、そこでリハビリをして家に帰るようなシステムを組んでいるところがあります。

将来、札幌市でもそういう住宅の需要が出てくるのではないかと思います。

例えば、病院に入院、その後高齢者施設に入って、一定程度よくなれば家に帰ってくださいと言われるのですが、現実問題として、家に帰っても、若い人たちはみんな働いていますから、面倒を見られる人が誰もいなくて、結局、そこで誰かが仕事をやめなければいけないという状況に陥っていくのです。そういうことを防ぐために、そういった

方を一時的に受け入れて、日常生活ができるようになってから家に帰す、そのような住宅づくりも必要と思いますが、この答申の中にそのような考え方は全くないですね。

○事務局

今のお話は、住宅というより、むしろ施設というか、ショートステイのようなイメージかと思われれます。そうした形態が福祉系の施設としてどうなのかについては、私もそれが業態として成り立っているのかどうかも把握していませんが、一旦お預かりをして、またお戻りいただくというものでしたら、施設としてどう位置づけていくのかという話になるのかなという気がします。

○寺下委員

今のお話を聞いて何となく思ったのですが、今後、住宅にもバラエティが必要というか、良質なストックといったときに、箱だけではなくて、くっつけるソフトの部分がすごく大事になってくると思います。確かに、今、病院を出されて施設にも入らなくていいという人の行き場が基本的にないのです。それは、施設で受けるというよりも、たぶん、在宅の中で何らかのサービスを使いながらという形になってくると思うのです。

そうすると、この中にもあるのですが、福祉との連携というところもそうだし、新しい仕組みやソフトを作って組み合わせていくという考え方がないと、良質な住宅ストックになっていかないのではないかという気はしました。

○高田委員

なぜそのようなことを言ったかというのと、私は、以前病院に勤めていたことがあります。そこは療養病床のあるところだったのですが、医師がもう家に帰っていいよと言っても、農業の関係者の方が多い地域でしたので、家に帰っても息子さんもお嫁さんもみんな仕事をしているし、私が帰ると仕事ができなくなって、経営自体が危ぶまれてくるので、何とかもう少し病院に置いてくださいとよく言われたそうです。ただ、一定の日にはちが来ると、病院としては経営・診療上の問題もあり、そうはいかないのですよとなるのです。しかし、帰るところがないと言われたら、どうすべきなのかと問われたことがあります。

そのときに、一時的に行政が預かってあげられるような施設があれば非常にうまくいくのではないかと思うのです。退院しても病院の近くに住宅があれば、病院のリハビリを使ったり、いろいろなことをして回復させ、ひとり立ちできるようになって家に帰してあげる。そんな仕組みを、実際にやっているところもあります。

そういうものは、これから札幌市でも需要が増えてくるのではないかと思うのです。特に、安倍首相は女性の方の社会参画を強く言っていますので、高齢者が家に帰って、在宅介護といっても、在宅自体が受け入れできない体制にありますので、そのすき間をやはり行政でカバーしてあげなければならないと思うのです。それは、福祉施策なのか、住宅施策なのかわかりませんが、福祉部局との連携という記載もありますし、この辺がこれからの需要として高まってくるのではないかという気がします。

そういった意味では、これからの住宅政策は大きく変わっていくのではないかと思います。

○岡本部長

非常に重要なご指摘だと思います。先ほどの寺下委員のお話もあわせて、本当の良質なストックとか、安心・安全な住まいとか、札幌で暮らし続けるということを考えてときに、それは施設だから、こっちは住宅だからという話はもうできなくなってくるのも近い将来に来るのだろうという気がします。もう少し門戸を広げて、暮らすということ全体でしっかりカバーできてこそそのセーフティネットではないかというお話だったと思います。今後、実際に動きを見せていく、施策を展開していく中で、縦割りではなく、横につなげて取り組んでいくことが重要だと思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

では、おおよその話が見えた感じになりましたので、議題（２）の次回のスケジュールについて、事務局からお願ひしたいと思ひます。

○事務局

事前に委員の皆様のスケジュールを確認させていただきまして、調整させていただきました。その結果、次回の住まいの協議会につきましては、１１月２２日火曜日の午後３時３０分から開催したいと考えております。

以上でございます。

○岡本部長

次回の協議会は１１月２２日火曜日の１５時半からということです。

それでは、以上で審議を終わりたいと思ひます。

事務局にお戻しします。

（閉会）

○事務局

冒頭にも触れましたが、本日が最後の部会となっております。これまで、詳細なご議論あるいは貴重なご意見をたくさんいただきまして、まことにありがとうございました。

本日いただいた意見をまとめまして、改めて答申を整理させていただきたいと思ひます。それをもって、１１月２２日の本協議会にお諮りして、最終的に答申をまとめていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

以 上